

平成22年8月24日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社  
(コード番号 : 8309 東大名)  
住友信託銀行株式会社  
(コード番号 : 8403 東大)

## 中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループの経営統合に関する最終合意等について ～専門性と総合力を併せ持つ「The Trust Bank」の創設に向けて～

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長 田辺 和夫)(以下「中央三井トラスト・ホールディングス」)と住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均)(以下「住友信託銀行」)は、平成21年11月6日に締結した「基本合意書」に基づき、両グループの経営統合(以下「本経営統合」)に関する協議を進めてまいりましたが、本日、最終的な合意に達し、株式交換契約書(以下「本株式交換契約書」)及び経営統合契約書を締結いたしましたので、次のとおりお知らせいたします。なお、本経営統合は、両社の株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提としております。

### 1. 本経営統合の目的

平成21年11月6日公表の「中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループの経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、中央三井トラスト・ホールディングスと住友信託銀行は、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、中央三井トラスト・グループの機動力と住友信託銀行グループの多様性といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げてまいります。

### 2. 本経営統合の要旨

#### (1) 本経営統合の方式

本経営統合は持株会社方式によるものとし、早期の経営統合を図る観点から、既に持株会社体制となっている中央三井トラスト・ホールディングスを新しい信託銀行グループ(以下「三井住友トラスト・グループ」)の持株会社(以下「統合持株会社」)として活用します。

具体的には、住友信託銀行が中央三井トラスト・ホールディングスと株式交換(以下「本株式交換」)を行うと共に、後述5. のとおり、中央三井トラスト・ホールディングスは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(以下「三井住友トラスト・ホールディングス」)に商号変更します(第一ステップ)。

また、本株式交換後、三井住友トラスト・ホールディングスは、傘下の信託銀行を合併により統合する予定です(第二ステップ)。詳細は後述8. をご参照下さい。

#### (2) 本株式交換の日程

取締役会決議日	平成22年 8月24日
株式交換契約締結日	平成22年 8月24日
株主総会基準日公告予定日	平成22年 9月 7日
株主総会基準日	平成22年 9月30日
株式交換承認株主総会開催予定日	平成22年12月22日
住友信託銀行上場廃止予定日	平成23年 3月29日
株式交換の実施予定日(効力発生日)	平成23年 4月 1日

(注1) 上記日程は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社が協議し合意の上、これを変更することがあります。

(注2) 中央三井トラスト・ホールディングスの普通株主による種類株主総会、並びに住友信託銀行の普通株主による種類株主総会、及び第1回第二種優先株式を有する株主による種類株主総会に係る基準日公告も、上記株主総会基準日公告予定日において行う予定です。また、各種類株主総会に係る基準日は上記株主総会基準日と同日となります。

なお、両社の普通株主による種類株主総会は、株式交換承認株主総会開催予定日にて開催する予定ですが、住友信託銀行の第1回第二種優先株式を有する株主による種類株主総会の決議の方法等は未定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

#### ア. 普通株式

本株式交換により住友信託銀行の普通株式1株について、三井住友トラスト・ホールディングス(現:中央三井トラスト・ホールディングス、以下同じ。)の普通株式1.49株を割当て交付します。

	住友信託銀行	三井住友トラスト・ホールディングス
株式交換に係る割当ての内容	1.49	1

(注) 本株式交換により発行する三井住友トラスト・ホールディングスの新株式数:普通株式2,495,111,627株(予定)

上記の本株式交換により発行する三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式数は、平成22年3月31日現在における住友信託銀行の発行済普通株式の総数(1,675,128,546株)及び住友信託銀行が有する自己株式数(556,984株)に基づいて算定した普通株式数であり、三井住友トラスト・ホールディングスが発行する新株式数は変動することがあります。

なお、住友信託銀行は、法令等に従い、本株式交換により三井住友トラスト・ホールディングスが住友信託銀行の発行済株式(三井住友トラスト・ホールディングスが有する住友信託銀行の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時までには有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって住友信託銀行が取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

#### イ. 優先株式

本株式交換により住友信託銀行の第1回第二種優先株式1株について、三井住友トラスト・ホールディングスの第1回第七種優先株式1株を割当て交付します。三井住友トラスト・ホールディングスの第1回第七種優先株式の発行要項に定める条件は、住友信託銀行の第1回第二種優先株式の発行要項に定める条件と実質的に同一のものとします。

### (4) 本株式交換に伴う住友信託銀行の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

住友信託銀行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### (1) 普通株式

#### ア. 算定の基礎

中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行は、普通株式に係る株式交換比率(以下「普通株式交換比率」)の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーに普通株式交換比率の分析を依頼することとし、中央三井トラスト・ホールディングスはJ.P.モルガン証券株式会社(以下「J.P.

モルガン)及び野村証券株式会社(以下「野村証券」)を、住友信託銀行はUBS証券会社(以下「UBS」)及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社(以下「大和証券キャピタル・マーケット」)を本株式交換に係る普通株式交換比率の分析に関するファイナンシャル・アドバイザーとしてそれぞれ選定いたしました。

J.P.モルガン、野村証券、UBS及び大和証券キャピタル・マーケットによる普通株式交換比率の分析結果等につきましては、別紙1「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」をご参照下さい。

#### イ. 算定の経緯

中央三井トラスト・ホールディングスはJ.P.モルガン及び野村証券による分析結果を参考に、住友信託銀行はUBS及び大和証券キャピタル・マーケットの分析結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に上記2.(3)記載の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

#### ウ. ファイナンシャル・アドバイザーとの関係

J.P.モルガン、野村証券、UBS及び大和証券キャピタル・マーケットは、それぞれ中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### エ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、住友信託銀行は、平成23年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングスの完全子会社となり、住友信託銀行普通株式は、各証券取引所の上場廃止基準により、平成23年3月29日付で上場廃止となる予定です。

#### オ. 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたっては、普通株式交換比率の公正性を確保するため、中央三井トラスト・ホールディングスと住友信託銀行は、それぞれ両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーに普通株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果の報告を受領しました。

また、中央三井トラスト・ホールディングスは、平成22年8月23日付にてJ.P.モルガン及び野村証券から、「別紙1」の前提条件その他一定の前提条件の下、合意された普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングス又はその普通株主にとって財務的見地から公正または妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しております。また、住友信託銀行は、平成22年8月24日付にてUBS、及び平成22年8月23日付にて大和証券キャピタル・マーケットから、「別紙1」の前提条件その他一定の前提条件の下、合意された普通株式交換比率が住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を、それぞれ取得しています。

#### カ. 利益相反を回避するための措置

中央三井トラスト・ホールディングスと住友信託銀行の役職員を兼ねる者がなく、本株式交換にあたって利益相反関係は生じないことから、特段の措置は講じていません。

## (2) 優先株式

中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行は、住友信託銀行が発行している第1回第二種優先株式については、三井住友トラスト・ホールディングスが新たに発行する第1回第七種優先株式において、住友信託銀行の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや住友信託銀行の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、住友信託銀行が発行する第1回第二種優先株式1株につき三井住友トラスト・ホールディングスの第1回第七種優先株式1株を割当交付することで合意しております。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

別紙2「本株式交換の当事会社の概要」をご参照下さい。

#### 5. 本株式交換後の状況（統合持株会社の概要等）

##### （1）商号

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
（英文）Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

##### （2）本店所在地

東京都千代田区

（住友信託銀行が現在他社と共同で開発を進めている「丸の内1－4計画」ビルを本店の所在場所とする予定です。なお、それまでの間は、住友信託銀行の東京本部ビルとする予定です。）

##### （3）上場証券取引所

東京、大阪、名古屋の各証券取引所。

##### （4）代表取締役の役職・氏名

代表取締役会長には常陰 均、代表取締役社長には田辺 和夫が就任する予定です。

##### （5）役員体制

取締役及び監査役の構成は別途協議し合意の上決定しますが、中央三井トラスト・ホールディングスと住友信託銀行がそれぞれ指名する取締役及び監査役は同数とします。

##### （6）資本金

261,608,725,000円

##### （7）純資産

未定

##### （8）総資産

未定

##### （9）決算期

3月31日

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式交換により発生するのれん（もしくは負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。明らかになり次第お知らせいたします。

#### 7. 今後の見通し

本株式交換後の業績見通し等については、明らかになり次第お知らせいたします。

## 8. 傘下信託銀行の合併について

平成24年4月1日を目処に、専門性と総合力を一層強化していく観点等から、三井住友トラスト・ホールディングス傘下の住友信託銀行、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の3社を統合する予定です（第二ステップ）。

### (1) 商号

三井住友信託銀行株式会社  
(英文) Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited

### (2) 存続会社

住友信託銀行を存続会社とする予定です。

### (3) 本店所在地

東京都千代田区  
(住友信託銀行が現在他社と共同で開発を進めている「丸の内1－4計画」ビルを本店の所在場所とする予定です。)

### (4) 代表者

代表取締役会長は中央三井トラスト・グループ、代表取締役社長は住友信託銀行グループからの就任とする予定です。

### (5) 役員体制

取締役及び監査役の構成は別途協議し合意の上決定しますが、中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループがそれぞれ指名する取締役及び監査役は同数とする予定です。

## 9. 三井住友トラスト・グループの経営方針

本経営統合の目的の実現に向け、目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）を定めました。

### (1) 経営理念（ミッション）

- ①高度な専門性と総合力を駆使して、お客様にとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- ②信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ③信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- ④個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

### (2) 目指す姿（ビジョン）－「The Trust Bank」の実現を目指して－

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

### (3) 行動規範（バリュー）

私たち、三井住友トラスト・グループの役職員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

#### ①お客様本位の徹底（信義誠実）

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客様の安心と満足のために行動してまいります。

②社会への貢献 -奉仕開拓-

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

③組織能力の発揮 -信頼創造-

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

④個の確立 -自助自律-

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

⑤法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

⑥反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

## 10. 三井住友トラスト・グループの経営管理態勢

銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして相応しい経営管理態勢を構築します。

### (1) 統合持株会社の機能等

統合持株会社は業務執行管理型の持株会社とし、①グループ経営戦略企画機能、②経営資源配分機能、③業務運営管理機能、④リスク統括機能、⑤コンプライアンス統括機能、⑥内部監査統括機能を主要機能とします。

また、統合持株会社は監査役会設置会社とします。

### (2) グループの体制

統合持株会社の直接出資会社は、傘下信託銀行、及び資産運用・管理関連業務等を担う以下のグループ会社とします。

- ・中央三井アセットマネジメント株式会社
- ・住信アセットマネジメント株式会社
- ・中央三井キャピタル株式会社
- ・株式会社住信基礎研究所
- ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

住信アセットマネジメント株式会社、株式会社住信基礎研究所を統合持株会社の直接出資とする時期については、別途検討していきます。また、中央三井アセットマネジメント株式会社と住信アセットマネジメント株式会社は本経営統合後の適切な時期に合併する予定です。

他のグループ会社については、傘下信託銀行の子会社等とし、事業内容の重複する子会社等に関しては合併等による再編を検討していきます。

また、上場を目指している日興アセットマネジメント株式会社については、上場に向けた検討・取組状況等を踏まえつつ、将来的には統合持株会社の直接出資会社とすることも検討していきます。

## 11. 三井住友トラスト・グループの基本戦略等

### (1) 基本戦略

経営統合により目指す姿（ビジョン）「The Trust Bank」を実現すべく、新信託銀行グループの強みを活かし、メガバンクグループとは一線を画した事業モデルを構築していきます。

□ 最高水準の商品・サービスによるトータル・ソリューションの提供

両グループが各事業分野で長年にわたり培ってきた高度な専門性と総合力を活かし、お客様のニーズに最高水準の商品・サービスによるトータルなソリューションを提供します。

□ **戦略分野への重点資源配分とシナジーの追求**

経営統合により拡充される経営資源を、新信託銀行グループが競争力を有し、成長性や各事業間での相乗効果が期待できる戦略分野に対し重点的に配分することで、収益力を強化し安定的・持続的な成長を実現します。

□ **財務の健全性と資本の効率性の両立**

質・量ともに充実した自己資本を確保し健全な財務基盤を維持するとともに、信託機能を活かしたフィージビリティの強化を通じて資本効率性の向上を目指します。

**(2) 事業戦略**

**ア. 銀行事業**

□ **リテール業務**

首都圏、関西圏、中部圏を中心として全国各地に構築されるバランスの取れた店舗ネットワークを通じて、お客様の資産の運用・管理・承継等に関する幅広いご要望に、信託銀行グループならではの総合的な解決策を提供いたします。

**【投信・保険等販売】**

お客様の多様な資産運用ニーズに応え、グループ会社の商品開発力等を活用し、商品ラインアップやサービスの充実を図るとともに、営業担当者の増員、教育の徹底により、高品質な資産運用コンサルティングを提供する態勢を強化し、販売額において邦銀トップクラスとなる投信・保険をはじめ、ファンド・ラップや外貨預金等、幅広い商品の販売収益の拡大を目指します。

**【個人ローン】**

団塊ジュニア層をはじめとする資産形成層の住宅取得ニーズ等に対し、営業担当者を増員し、大手デベロッパーやハウスメーカー等のチャネル、利便性の高いインターネットチャネルを通じて、迅速に対応する態勢を強化し、住宅ローンの取扱いを一層拡大します。住宅ローンを与信ポートフォリオの中核的アセットの一つとして、安定的に成長させていきます。

**【遺言信託・遺産整理】**

高齢化社会を背景とした財産管理・承継に対する社会的ニーズの高まりに対応し、専門のコンサルタントが豊富な知識と経験を活かしたオーダーメイドの解決策を提案する態勢をさらに充実していきます。

□ **ホールセール業務**

三井グループ・住友グループをはじめとする新信託銀行グループの広範な取引基盤を活かし、法人のお客様の企業価値向上に向けた多様なニーズに対して、グループの多彩な機能を融合したトータル・ソリューションを提供する戦略的パートナーとして、プレゼンスを向上していきます。

**【法人与信等】**

バンキング機能に加え信託機能を活用した多様なファイナンス手法が提供できる金融仲介のコアプレイヤーとして、法人のお客様の資金ニーズへの的確な対応をベースに、シンジケートローン・資産流動化等のプロダクト機能や信託・不動産機能を複合的に活かした付加価値の高い商品・サービスを提供できる営業態勢を強化します。

**【金融商品販売】**

学校法人や金融法人等のお客様が抱える資金運用ニーズに対して、グループの専門機能を融合して、市場性金融商品・私募投信等の多様な金融商品を開発し、販売を拡大していきます。

**【海外業務】**

海外に進出する日系企業の進出先での資金ニーズに的確に対応するとともに、提携先等を通じた信託ビジネスの展開を進めてまいります。とりわけアジアの成長機会を着実に取り込み、アジアにおいても「The Trust Bank」としての独自の存在感を発揮することを目指します。

## ロ マーケット業務

- ・お客様の金利・為替等に関する運用ニーズ・リスクマネジメントニーズに対して、マーケットメイク機能や市場性金融商品を活用したタイムリーなソリューションを提供してまいります。
- ・金融市場の変化を捉えた機動的なオペレーションを通じて、グループに内在するマーケットリスクを的確にコントロールし、グループ収益の安定化と拡大を図ります。

## イ. 資産運用・管理事業

本邦最大規模の資産運用残高・資産管理残高を誇る金融グループとして、資産運用から資産管理まで一貫した最高水準のサービスを提供し、機関投資家から法人・個人のお客様までの幅広いニーズにお応えすることで、高いブランド力を構築し、競争力を一段と強化してまいります。

### 【年金・証券】

企業年金をはじめとする国内外機関投資家のお客様の高度な資産運用ニーズに対応するため、海外有力運用機関との提携やアジア市場のネットワークの活用等により、国内外の資産運用力の強化と投資家の開拓を推進し、アジア市場におけるトップクラスの運用機関を目指します。

また、確定給付年金・確定拠出年金等にかかる専門性の高い制度・運用・管理コンサルティングの下で、新信託銀行及びグループ会社が組成する多様な商品を提供してまいります。

投信受託、グローバルカस्टディ等の資産管理業務については、業務プロセスの一段の効率化とレンディング等サービスの高付加価値化を進め、受託資産残高等の拡大と収益性の向上を図ります。

### 【投信運用】

グループ運用残高合計で業界第2位の規模となる各投信運用会社を、新信託銀行グループの有する運用力等も活用しつつ、商品企画力の強化や販売チャネルの拡充等、戦略的に育成していくことで、運用残高の更なる拡大を図ります。

### 【証券代行】

高度なITインフラに基づく正確かつスピーディーな業務遂行と、業界最大規模の受託基盤による豊富な情報量を活かした株式実務やIR・SR（投資家・株主向け情報活動）にかかる付加価値の高いサービスにより、法人のお客様の課題解決をきめ細かくサポートしてまいります。

## ウ. 不動産事業

国内有数のマーケットプレイヤーとして、大企業や国内外の投資家から個人まで幅広いお客様の不動産関連取引ニーズに対し、高度な専門性に基づくコンサルティングを通じて、仲介から証券化や不動産運用商品の組成までフルラインアップのサービスを提供することにより、不動産関連収益の一段の拡大を目指します。

## (3) シナジー効果

- ・両グループは顧客基盤の重複が少なく、経営統合により構築される広範かつバランスの良い取引基盤において、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源や強みを最大限に活用することにより、シナジー効果の発揮を目指します。
- ・具体的には、人材の再配置やノウハウの共有化により、お客様に高品質な商品・サービスを提供する態勢を強化して収益面での高いシナジー効果を見込むとともに、本部拠点再編による物件費削減やシステム統合に伴う保守運営費用の削減等によるコスト面でのシナジー効果を見込んでおります。これらをあわせて、平成27年度以降、新信託銀行グループ全体で、年度あたり約560億円以上のシナジー効果の実現を目指しています。
- ・なお、本部・店舗統合やシステム統合に伴う一時的な統合費用につきましては平成22年度～27年度で累計約630億円を見込んでおりますが、同期間に発現を見込むシナジー効果累計約1,340億円にて吸収できる見通しです。



**ア. 収益面でのシナジー効果**（平成27年度：グループ全体で合計約280億円）

経営統合に伴い機能の重複する管理本部等の約500名以上の人員を、リテール業務の投信・保険等販売を中心に、個人ローン、ホールセール業務の他、資産運用・管理事業及び不動産事業等の各戦略分野に再配置します。

これらにより、平成27年度には、以下の収益面でのシナジー効果の発揮を見込んでいます。

事業区分		業務	シナジー施策	シナジー効果 (平成27年度)
銀行事業	リテール業務	投信・保険等販売	営業担当者の大幅増員、両グループの商品・販売ノウハウ等の共有化により資産運用コンサルティング態勢を強化し、投信・保険等の販売額を増加。	80億円
		個人ローン	営業担当者の増員、両グループの業務推進態勢・ノウハウ等の共有化により案件獲得を増加。あわせて保証会社の収益も拡大。	60億円
	ホールセール業務	法人与信等	取引先企業との取引地位向上に伴い、シンジケートローンや資産流動化等のフィービジネスを拡大。	50億円
		金融商品販売	統合により拡充する学校法人や金融法人等の取引基盤へ市場性金融商品や私募投信等の金融商品提供を拡大。	
		海外業務	営業担当者の増員により、海外拠点を活用した取引先企業の資金ニーズの取り込みにより貸出残高を拡大。	30億円
資産運用・管理事業		年金・証券	両グループの顧客評価の高いアクティブファンド・オルタナティブ商品等を相互の顧客基盤に提供し、年金基金・海外投資家等からの運用商品の受託残高を拡大。 リテール業務の投信・保険販売におけるシナジー効果発現に伴い受託残高を拡大。	30億円
		投信運用	資産運用にかかる専門性を有する人材等の再配置を通じ、グループ投信運用会社の商品開発力・販売会社サポート機能を強化し、グループ内外でのリテール向け投資信託の販売額増加により運用残高を拡大。	
不動産事業			両グループの重複機能集約による営業フロントへの人員再配置、法人・個人の顧客基盤拡充に伴う情報マッチング力強化により、仲介手数料等を増加。	30億円

**イ. コスト面でのシナジー効果**（平成27年度：グループ全体で合計約280億円）

本部拠点・店舗の統廃合やシステム統合等により、平成27年度には、以下のコスト面でのシナジー効果の発揮を見込んでいます。

区分	シナジー施策	シナジー効果 (平成27年度)
本部・店舗統合等	平成24年度に本部拠点を集約、平成26年度頃を目途とするシステム完全統合後に、重複する店舗の統廃合を実施。また、業務運営の効率化により外注費、活動費、広告宣伝費等を削減。	140億円
システム関連経費	国内勘定系システム・各業務分野の情報系システムは平成26年度頃を目途として集約・統合し、両グループがそれぞれ負担していた年度毎の保守運営費用・開発コストを削減。	90億円
人件費	平成27年度までに採用の抑制等により約1,000名の減少を見込み、退職給付費用を含む人件費を削減。	50億円

#### (4) 中期的な財務目標

平成27年度における新信託銀行グループの財務目標は以下のとおりです。

	平成22年度（予想）*1	平成27年度（目標）	平成22年度予想比
連結実質業務純益	2,900億円	4,600億円程度	+1,700億円程度
連結当期純利益	1,250億円	2,200億円程度	+950億円程度

\*1 両グループの業績予想に基づいて試算した単純合算値

- ・連結ROEについては、平成27年度において10%程度の水準を目指します。
- ・単体OHRについては、平成27年度において40%程度の水準を目指します。
- ・配当については、連結配当性向30%程度を目途とした配当を基本方針とします。
- ・なお、自己資本比率については、現行の自己資本比率規制を前提に、連結Tier I比率10%以上の水準を確保することを目指してまいります。

\*現在、バーゼル委員会で検討が進められている新たな自己資本比率規制の具体的内容が明らかになった段階で、自己資本比率目標とともに、連結ROE目標・配当政策についても見直しを行う可能性があります。

以 上

## 普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要

J.P. モルガンは、両社について、市場株価平均法による算定を行うとともに、中央三井トラスト・ホールディングスからJ.P. モルガンに対して提出された両社の経営陣により作成されたそれぞれの財務予測に基づくDDM（ディビデンド・ディスカウント・モデル）法による算定、公開情報及び各社の財務予測に基づく貢献度分析による算定を行いました。各手法により、以下の普通株式交換比率の算定レンジが示されました。なお、以下の普通株式交換比率の算定レンジは、住友信託銀行普通株式1株について割当て交付する三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、普通株式交換比率等に関する憶測報道がなされた平成22年8月18日の前営業日である平成22年8月17日を基準日として、両社の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の両社の終値平均株価を、算定の基礎としております。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48～1.52
2	DDM法	1.45～1.53
3	貢献度分析	1.36～1.59

また、J.P. モルガンは平成22年8月23日付で、以下の前提条件とその他の一定の条件のもとに、本株式交換における普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングスにとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明を中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会に提出しております。当該意見表明書は、中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会による本株式交換の評価に関連し、且つかかる評価を目的として中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、本株式交換その他の事項に関して、中央三井トラスト・ホールディングスの株主に対して、どのように議決権を行使すべきかの推奨を行うものではありません。

J.P. モルガンは、当該意見表明及びその基礎となる普通株式交換比率算定を行うにあたり、公開情報、中央三井トラスト・ホールディングス若しくは住友信託銀行から提供を受けた情報又は中央三井トラスト・ホールディングス若しくは住友信託銀行と協議した情報及びJ.P. モルガンが検討の対象とした、又はJ.P. モルガンのために検討されたその他の情報の一切についてその正確性及び完全性に依拠しており、独自にその検証を行ってはいません（又は独自にその検証を行う責任も義務も負っていません）。J.P. モルガンは、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の信用力についての評価も行っておりません。J.P. モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の経営陣による将来の業績や財務状況についての意見表明時点で考えられる最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P. モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P. モルガンの当該算定及び意見表明は、必然的に、平成22年8月23日付現在でJ.P. モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定及び意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果及び意見表明が影響を受けることがありますが、J.P. モルガンはその算定結果及び意見を修正、変更又は再確認する義務を負いません。当該意見表明書は、本株式交換における普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングスにとって財務的見地から公正であることについて意見表明することとどまり、中央三井トラスト・ホールディングスの他の種類の有価証券の所有者、債権者、その他の構成員にとって本株式交換が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式交換を実行するという中央三井トラスト・ホールディングスの決定の是

非について意見を述べるものではありません。J.P. モルガンは、将来において取引される三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式又は住友信託銀行普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J.P. モルガンより、その算定及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、(注1) の記載をご参照下さい。

(注1)

J.P. モルガンは、本株式交換及び本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」）により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、及び本契約書に規定されたとおりに実行されること、並びに本契約書の最終版はJ.P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J.P. モルガンは、本契約書及び関連する契約で中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行が行った表明と保証が、J.P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに中央三井トラスト・ホールディングスが本契約書又は関連する契約に規定された、J.P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P. モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については中央三井トラスト・ホールディングスのアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P. モルガンは、本株式交換の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、中央三井トラスト・ホールディングス若しくは住友信託銀行又は本株式交換の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

中央三井トラスト・ホールディングスからJ.P. モルガンに対して提出された中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の各財務予測は、それぞれ中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の経営陣により作成されました。中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行のいずれも、J.P. モルガンによる本株式交換の分析に関連してJ.P. モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に関する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P. モルガンは、本株式交換のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても本株式交換における普通株式交換比率に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P. モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P. モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J.P. モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらす恐れがあります。J.P. モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因がJ.P. モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかったかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P. モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P. モルガンが使用した予想及びJ.P. モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあります。）。さらに、J.P. モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したものではなく、それらを意味するものでもありません。

J.P. モルガンは本株式交換に関する中央三井トラスト・ホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として中央三井トラスト・ホールディングスから報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式交換が実行された場合にのみ発生します。更に、中央三井トラスト・ホールディングスは、J.P. モルガンに対して、カウンセルの報酬及び支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務からJ.P. モルガンに生じ得る一定の責任についてJ.P. モルガンに補償することに同意しています。J.P. モルガン及びその関係会社は、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行っております。当該意見表明書の日付までの2年間において、J.P. モルガンは、中央三井信託銀行による永久劣後債務の買入消却取引における代理人を務め、また、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行との間で、各種デリバティブ取引を行い、通常の報酬を受領しております。更に、J.P. モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行から通常の報酬又はその他の金銭的利益を受領しております。J.P. モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P. モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

野村證券は、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行について、市場株価平均法、類似会社比較法、配当割引モデル分析法（DDM法）及び貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の普通株式交換比率の算定レンジは、住友信託銀行の普通株式1株に割り当てられる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式数のレンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成22年8月17日（以下「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、平成22年8月11日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成22年8月2日（両社による平成23年3月期第1四半期の決算発表日後）から基準日までの12営業日の株価終値平均、平成22年7月20日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成22年5月18日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成22年2月18日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48 ～ 1.53
2	類似会社比較法	1.21 ～ 1.59
3	DDM法	1.38 ～ 1.58
4	貢献度分析	1.12 ～ 1.68

野村證券は、普通株式交換比率の算定に際して、中央三井トラスト・ホールディングスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の普通株式交換比率算定は、平成22年8月23日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券は、平成22年8月23日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された住友信託銀行の普通株式1株に割り当てる中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式数が中央三井トラスト・ホールディングスの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を中央三井トラスト・ホールディングスに対して交付しております。

UBSは、下記で言及される意見書を作成する過程において、市場株価分析、類似上場会社比較分析、貢献度分析、ディスカунテッド・キャッシュフロー分析（以下「DCF分析」）を行いました。市場株価分析においては、2010年8月17日（本経営統合における普通株式交換比率に関し一部報道機関による憶測報道がなされた日の前日）を基準日として、基準日の中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の株価終値の平均値に基づき、中央三井トラスト・ホールディングスの市場株価に対する住友信託銀行の市場株価の比率（以下「市場株価比率」）の範囲が導き出されています。DCF分析においては、中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の株式価値ならびに本経営統合の結果生じることが予測されるシナジーの株式価値相当額の範囲を算出し、DCF分析から得られた情報の中から、それらの株式価値を用いて、想定される普通株式交換比率（以下「インプライド比率」）が算定されています。DCF分析は、中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の経営陣が作成し、UBSによる利用につき住友信託銀行の取締役会が指示した財務予測および見通しを用いて、両社の普通株主に帰属する将来のキャッシュフロー（純利益に必要な資本を維持するための調整を行ったもの）の予測に基づいて行われました。市場株価分析の要約およびDCF分析から得られたインプライド比率の範囲は、以下の表に記載されています。なお、UBSは、実施した全ての分析結果を考慮したものの、類似上場会社比較分析および貢献度分析に基づいたインプライド比率の範囲の算定は行っておりません。

分析手法	市場株価比率/インプライド比率
市場株価分析	
基準日	1.48
1週間平均	1.50
1ヶ月平均	1.52
3ヶ月平均	1.49
6ヶ月平均	1.53
DCF分析	1.06 ～ 1.68

UBSは2010年8月24日付で、本株式交換契約書において合意された普通株式交換比率が住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「UBS意見書」）を、住友信託銀行の取締役会に対して提供しております。UBS意見書におけるUBSの意見は、当該意見書に記載された様々な重要な前提条件、免責事項、考慮した事項および制限（注2）に記載されるものを含む）に基づき、またそれらを前提としております。UBSのアドバイザリー・サービスおよびUBS意見書は、住友信託銀行の取締役会が本株式交換を検討する際の情報提供および支援を目的として提供されたものであり、UBS意見書は、住友信託銀行の普通株主による本株式交換またはその他のいかなる事項に関する議決権行使に対しても、何らかの推奨を行うものではありません。また、UBSは、特定の普通株式交換比率を唯一適切なものとして住友信託銀行またはその取締役会に対して推奨することはしておりません。

UBSの分析および意見は必然的に、2010年8月24日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、および当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいており、UBSは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由によっても、その分析または意見を更新、改訂もしくは再確認する責任を負うものではありません。中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の経営陣により作成され、UBSの分析のために利用することを住友信託銀行の取締役会が指示したシナジーを含む両社の将来の財務予測および見通しについて、UBSは、住友信託銀行の取締役会の指示により、それらが中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。更に、UBSは、住友信託銀行の取締役会の承認を得て、それらのシナジーを含む財務予測および見通しが、想定された時間軸および金額により達成されることを前提としております。

(注2)

UBSは、本経営統合に関する住友信託銀行のファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その支払いの一部は本株式交換の完了を条件としており、また、その他一部の支払いについては住友信託銀行、中央三井アセット信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社の合併の完了を条件としております）を受領する予定です。また、住友信託銀行は、UBSのファイナンシャル・アドバイザー業務から生じる一定の債務についてUBSに対し補償することに同意しております。UBSおよびUBSの関係会社は、過去において、(i)住友信託銀行の完全子会社である住信リース株式会社と、住信・パナソニックファイナンシャルサービス株式会社との合併や(ii)住友信託銀行による日興アセットマネジメント株式会社の買収において、住友信託銀行のファイナンシャル・アドバイザーを務めるなど、本経営統合以外においても中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行ならびに両社の関係会社に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。UBSおよびUBSの関係会社は、通常の証券業務において、自社勘定または顧客勘定を通じて、中央三井トラスト・ホールディングスまたは住友信託銀行もしくは両社の関係会社の有価証券に関して保有または取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジションまたはショート・ポジションを持つことがあります。UBS意見書の提供については、UBSおよびUBS Securities LLCが権限を付与したそれぞれの委員会の承認を受けております。

上記の要約は、UBS意見書に関連してUBSが行った全ての分析およびUBSが検討した全ての要素の完全な記述ではありません。財務的な意見書の作成過程は主観的な判断を伴う複雑なものであり、部分的な分析または要約説明は必ずしも適切ではありません。UBSは、UBSが行った分析（その一部は上記に要約されています）は全体として考慮される必要があり、分析の一部分のみを選択し、または表形式で表示された情報に焦点を当てることにより、UBSの分析および意見の基礎をなす過程に対する不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。UBSは、意見書の作成にあたり実施した分析のうち、一つの要素または手法のみから、もしくはそれらに関して単独で結論を引き出すのではなく、実施した全ての分析結果およびそれらの分析の総合的な判断に基づいて、最終的な意見に達しました。

UBS意見書は、住友信託銀行が取りうる他の事業戦略または取引と比較した場合における本経営統合または本経営統合に関連する取引の利点について意見を述べるものでなく、また住友信託銀行が本経営統合または本経営統合に関連する取引を実行するという決定の基礎をなす事業上の意思決定について意見を述べるものでもありません。住友信託銀行の取締役会は、(i) UBS意見書に明示される限りにおける普通株式交換比率に関する意見を除き、本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」）の条件もしくは本経営統合または本経営統合に関連する取引の内容について、または(ii)住友信託銀行の普通株主以外の、住友信託銀行のあらゆる有価証券保有者、債権者またはその他の有権者にとっての公正性その他の考慮すべきいかなる事項についても、UBSに意見を述べることを依頼しておらず、またUBSもそのような意見は述べておりません。更に、UBSは、普通株式交換比率に関連して本経営統合の当事者の役員、取締役または従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる報酬の金額や性質の公正性に関する意見も述べておりません。また、UBSは、本経営統合公表後の住友信託銀行普通株式の取引価格、本経営統合に従い発行される三井住友トラスト・ホールディングス普通株式の価値、もしくは三井住友トラスト・ホールディングス普通株式、中央三井トラスト・ホールディングス普通株式または住友信託銀行普通株式のいかなる時点における取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、UBS意見書を提出するにあたり、住友信託銀行の同意を得て、(i)最終的に締結される本契約書の内容が、UBSが確認した草案と重要な点において差異がないこと、(ii)本契約書の当事者が本契約書の全ての重要な条件を遵守すること、および(iii)本経営統合が、本契約書の条件に従い、本契約書の重要な条項や条件について悪影響を与えるようないかなる権利放棄や修正もなされることなく実行されることを、それぞれ前提としております。また、UBSは、本経営統合の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他の機関による同意あるいは許認可が、中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行または本経営統合に対して重要な悪影響を与えることなく得られることを前提としております。UBSは、住友信託銀行との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を付与されておらず、またそのような勧誘を行っておりません。

UBSは、住友信託銀行の取締役会の同意を得て、UBS意見書の作成にあたりUBSに提供され、またはUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておりません。更に、UBSは、住友信託銀行の取締役会の同意を得て、中央三井トラスト・ホールディングスまたは住友信託銀行の資産または負債（偶発的か否かを問いません）について独自の評価または鑑定を行っておらず、またそのような評価または鑑定の提供も受けておりません。UBSは、融資やリースのポートフォリオまたはそれらに関連する損失の引当金等、個々の金融資産の評価における専門家ではなく、個々の信用情報の検証を行うことを依頼されておらず、また当該検証を行っておりません。またUBSは、中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の当該引当金は、総計で、当該損失を補填するのに適切であるとの説明を受けそれを前提としています。

UBS意見書は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本会計基準」）に従って作成された財務情報に基づいています。UBSは、分析にあたり、国際財務報告基準に従って中央三井トラスト・ホールディングスまたは住友信託銀行が作成した財務情報を検討しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。またUBSは、住友信託銀行の同意を得て、本経営統合が日本の所得税および法人税の目的上、非課税の組織再編に適格であることを前提としております。UBS意見書は必然的に、UBS意見書の日付現在における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、および当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいております。

大和証券キャピタル・マーケットスは、市場株価分析及びDCF分析を行いました。各分析手法による結果は下記のとおりです。下記の普通株式交換比率のレンジは、住友信託銀行の普通株式1株に対して割り当てられる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、平成22年8月17日を基準日として、当該基準日の株価終値、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を参照しています。

採用手法	普通株式交換比率の評価レンジ
1. 市場株価分析	1.48 ～ 1.53
基準日	1.48
基準日直近1ヶ月間	1.52
基準日直近3ヶ月間	1.49
基準日直近6ヶ月間	1.53
2. DCF分析	1.36 ～ 1.55

大和証券キャピタル・マーケットスは、普通株式交換比率の分析に際して、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負いません。大和証券キャピタル・マーケットスは、住友信託銀行及び中央三井トラスト・ホールディングス並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券キャピタル・マーケットスは、提供された事業計画及び財務予測その他将来に関する情報が、住友信託銀行及び中央三井トラスト・ホールディングスそれぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的な手続に従って作成されていることを前提としており、住友信託銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しています。大和証券キャピタル・マーケットスの分析は、平成22年8月23日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提とし、当該日付現在までに大和証券キャピタル・マーケットスが入手可能な情報に依拠しています。

大和証券キャピタル・マーケットスは、住友信託銀行の取締役会に対して、平成22年8月23日付で、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された住友信託銀行の普通株式1株に割り当てる三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式数が、住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を交付しています。



## 本株式交換の当事会社の概要（平成22年3月末現在）

	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	住友信託銀行株式会社
設立年月日	平成14年2月1日	大正14年7月28日
本店所在地	東京都港区芝三丁目33番1号	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
代表者の役職・氏名	取締役社長 田辺 和夫	取締役社長 常陰 均
資本金	261,608百万円	342,037百万円
発行済株式数	1,658,426,267株（普通株式）	1,675,128,546株（普通株式） 109,000,000株（優先株式）
連結純資産	846,556百万円	1,449,945百万円
連結総資産	14,977,966百万円	20,551,049百万円
決算期	3月31日	3月31日
従業員数（注1）	8,872人（連結）	10,434人（連結）
大株主及び持株比率	<普通株式> 株式会社整理回収機構整理回収銀行 口 30.20% 日本トラスティ・サービ`ス信託銀行株式会社 （信託口） 6.37% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口） 6.09% 日本トラスティ・サービ`ス信託銀行株式会社 （信託口9） 1.31% 日本トラスティ・サービ`ス信託銀行株式会社 （信託口4） 1.12% GOLDMAN. SACHS & CO. REG 0.93% 日本トラスティ・サービ`ス信託銀行株式会社 （中央三井ア`セット信託銀行再信託分・ トヨタ自動車株式会社退職給付信託口） 0.91% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 0.87% 三井生命保険株式会社 0.82% 東武鉄道株式会社 0.80%	<普通株式> 日本トラスティ・サービ`ス信託銀行株式会社 （信託口） 6.70% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口） 6.02% THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS 2.50% THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT 2.04% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 1.69% SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS 1.32% 日本トラスティ・サービ`ス信託銀行株式会社 （信託口9） 1.31% 株式会社クボタ 1.31% MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION 資産管理サービ`ス信託銀行株式会社 （証券投資信託口） 0.90% <第1回第二種優先株式> 住友商事株式会社 13.76% 住友不動産株式会社 9.17% 三井生命保険株式会社 4.58% 大同生命保険株式会社 4.58% 三井住友海上火災保険株式会社 4.58% 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 4.58% 住友化学株式会社 4.58% 出光興産株式会社 4.58% 東洋製罐株式会社 4.58% 東京急行電鉄株式会社 4.58% 伊藤忠商事株式会社 4.58% 京王電鉄株式会社 4.58% 住友金属鉱山株式会社 4.58% 日本電気株式会社 4.58% 丸紅株式会社 4.58%
	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況	該当ありません。 該当ありません。 該当ありません。 該当ありません。

（注1）従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員は含んでおりません。

最近3年間の業績（連結ベース）

決算期	中央三井トラスト・ホールディングス 株式会社			住友信託銀行株式会社		
	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
連結純資産	10,192億円	6,884億円	8,465億円	12,809億円	12,640億円	14,499億円
連結総資産	144,728億円	150,864億円	149,779億円	221,807億円	213,301億円	205,510億円
1株当たり連結純資産	512.15円	258.44円	397.69円	639.75円	521.85円	619.15円
連結経常収益	4,591億円	4,130億円	3,655億円	10,956億円	10,621億円	8,596億円
連結経常利益	1,253億円	△1,169億円	834億円	1,369億円	296億円	1,481億円
連結当期純利益	718億円	△920億円	468億円	823億円	79億円	531億円
1株当たり連結当期純利益	70.55円	△84.89円	31.41円	49.17円	4.74円	30.17円
1株当たり配当金（普通株式）	7円	5円	8円	17円	10円	10円
連結自己資本比率（注1）	13.84%	12.05%	13.80%	11.84%	12.09%	13.85%
Tier1比率（注1）	10.82%	8.74%	9.86%	7.33%	7.63%	9.86%

（注1）中央三井トラスト・ホールディングスは第二基準（国内基準）、住友信託銀行は国際統一基準

前年度の状況（単体ベース、平成22年3月末現在）

	中央三井信託銀行	中央三井アセット 信託銀行	住友信託銀行	単純合算
設立年月日	昭和37年5月26日	平成7年12月28日	大正14年7月28日	—
本店所在地	東京都港区芝三丁目 33番1号	東京都港区芝三丁目 23番1号	大阪府大阪市中央区 北浜四丁目5番33号	—
代表者の役職・氏名（注1）	取締役社長 奥野 順	取締役社長 住田 謙	取締役社長 常陰 均	—
資本金	399,697百万円	11,000百万円	342,037百万円	—
格付	A1 (Moody's) A (S&P)	A1 (Moody's)	Aa3 (Moody's) A+ (S&P)	—
店舗数	67店舗	1店舗	55店舗	123店舗
内国内本支店	67店舗	1店舗	51店舗	119店舗
内海外支店	—	—	4店舗	4店舗
国内出張所・海外駐在員事務所	29ヶ所	2ヶ所	16ヶ所	47ヶ所
内国内出張所	25ヶ所	2ヶ所	12ヶ所	39ヶ所
内海外駐在員事務所	4ヶ所	—	4ヶ所	8ヶ所
従業員数（注2）	6,373人	645人	6,084人	13,102人
総資産	144,814億円	1,403億円	196,513億円	342,731億円
預金	88,221億円	0億円	122,164億円	210,387億円
貸出金（注3）	91,936億円	—	123,199億円	215,136億円
純資産	7,320億円	427億円	11,006億円	18,754億円
信託財産額（注4）	68,519億円	309,832億円	793,076億円	1,171,428億円
自己資本比率（注5）	13.04%	29.42%	15.26%	—
Tier1比率（注5）	9.09%	29.42%	11.04%	—
金融再生法開示債権残高（注6）	1,182億円	—	1,765億円	2,947億円
開示債権比率（注6）	1.2%	—	1.4%	1.3%
業務粗利益（信託勘定償却前）	1,948億円	320億円	3,046億円	5,315億円
実勢業務純益	928億円	161億円	1,754億円	2,844億円
当期純利益	498億円	77億円	216億円	793億円

（注1）平成22年8月24日現在

（注2）従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員は含んでおりません。

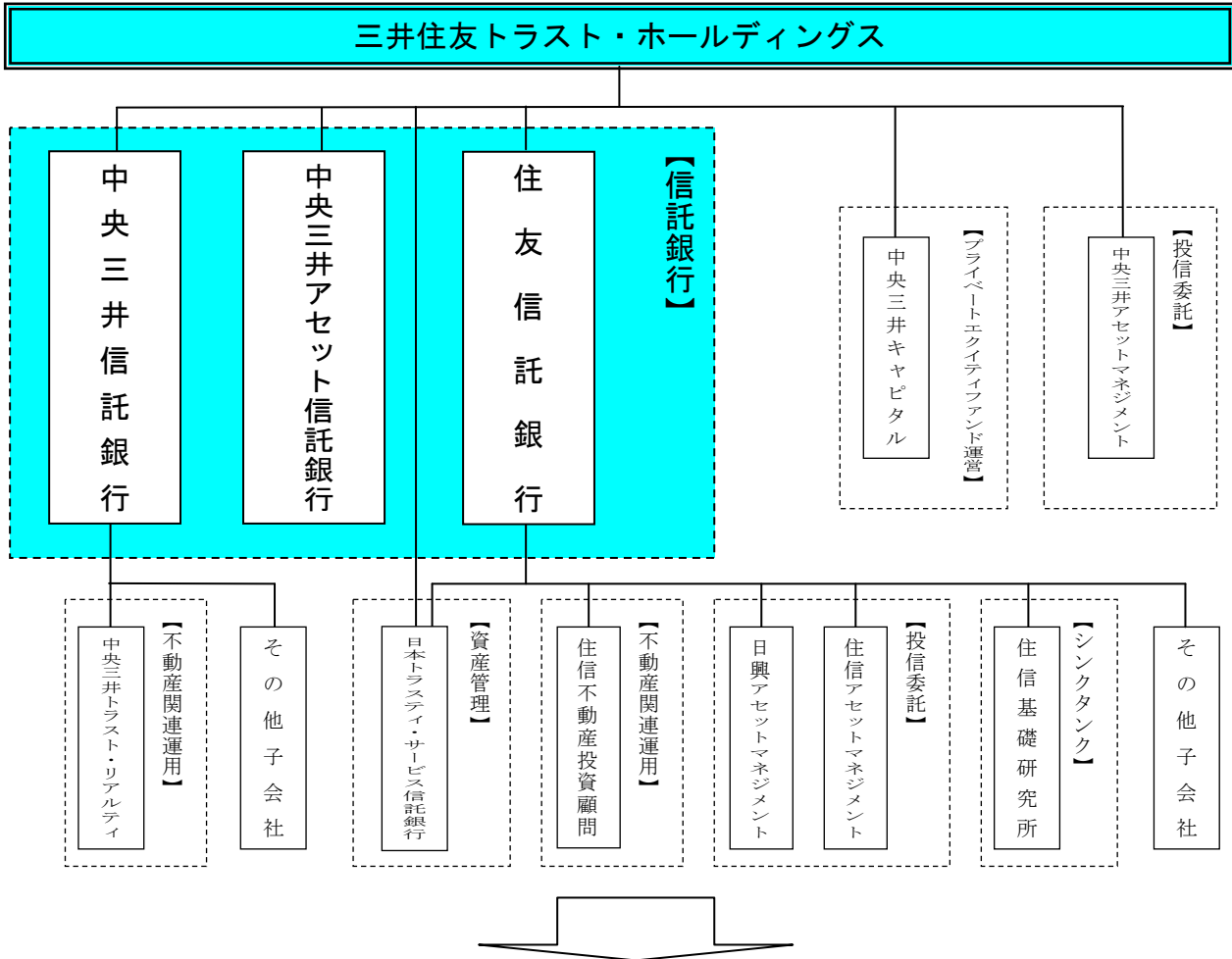
（注3）銀行勘定・信託勘定合計

（注4）日本トラスティ・サービス信託銀行への再信託分を含んでおります。

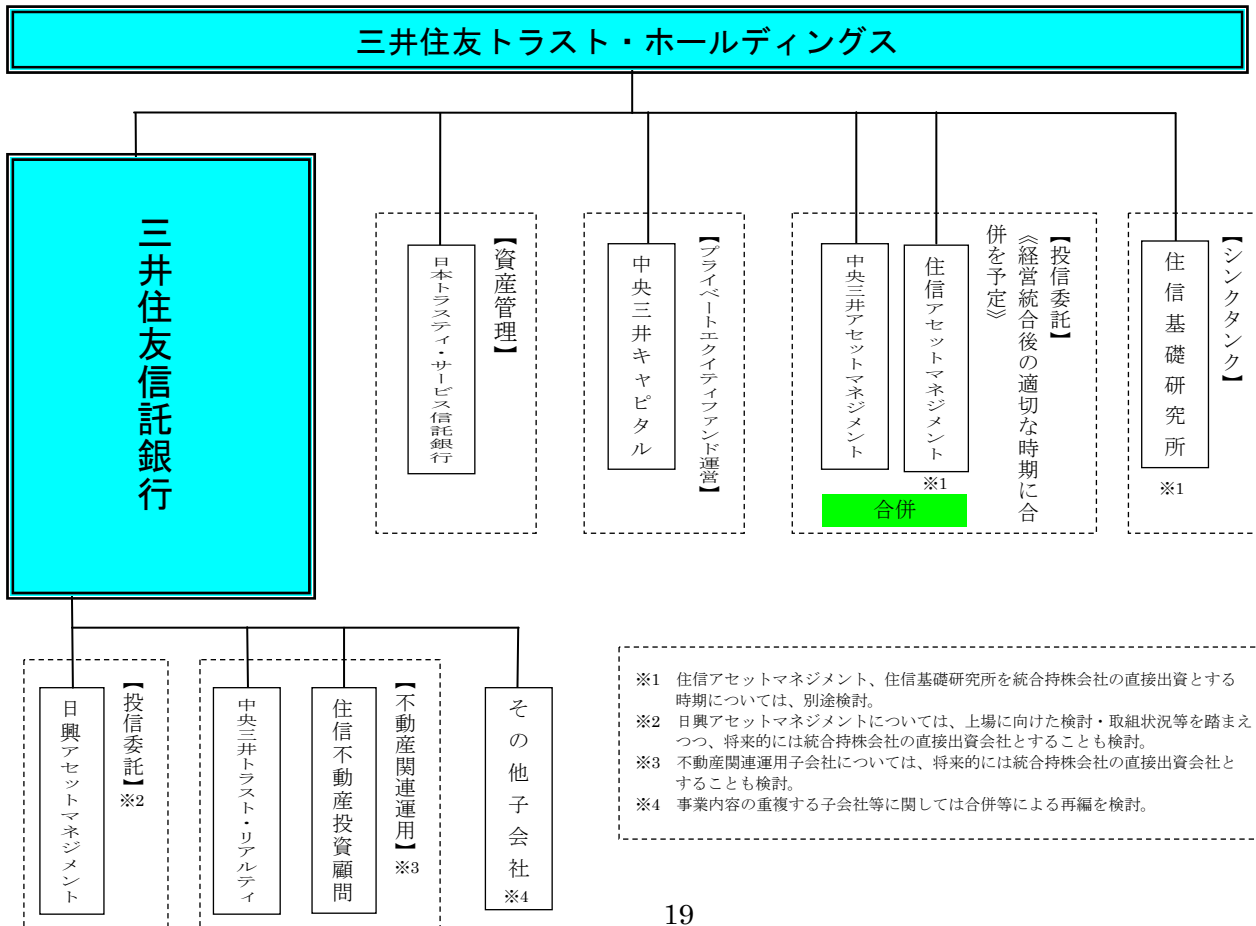
（注5）中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行は国内基準、住友信託銀行は国際統一基準

（注6）銀行勘定・元本補てん契約のある信託勘定合計

<第一ステップ> 平成23年4月1日予定



<第二ステップ> 平成24年4月1日見込



※1 住信アセットマネジメント、住信基礎研究所を統合持株会社の直接出資とする時期については、別途検討。  
 ※2 日興アセットマネジメントについては、上場に向けた検討・取組状況等を踏まえつつ、将来的には統合持株会社の直接出資会社とすることも検討。  
 ※3 不動産関連運用子会社については、将来的には統合持株会社の直接出資会社とすることも検討。  
 ※4 事業内容の重複する子会社等に関しては合併等による再編を検討。

【両グループ会社】

《国内》		中央三井トラスト・グループ	住友信託銀行グループ
持株会社		中央三井トラスト・ホールディングス	
信託銀行		中央三井信託銀行 中央三井アセット信託銀行	住友信託銀行
資産運用		中央三井アセットマネジメント 中央三井キャピタル 中央三井トラスト・リアルティ 三井物産ロジスティクス・パートナーズ	住信アセットマネジメント 日興アセットマネジメント 住信インベストメント 住信不動産投資顧問 トップリート・アセットマネジメント
資産管理専門信託銀行		日本トラスティ・サービス信託銀行※ <sup>1</sup>	日本トラスティ・サービス信託銀行※ <sup>1</sup>
シンクタンク			住信基礎研究所
不動産		中央三井信不動産	すみしん不動産
証券代行		東京証券代行 日本株主データサービス	日本T Aソリューション
年金計算			日本ペンション・オペレーション・サービス
ファイナンス		中央三井ファイナンスサービス	ファーストクレジット ライフ住宅ローン※ <sup>2</sup> ビジネクスト
カード		中央三井カード	住信カード すみしんライフカード
リース			住信・パナソニックフィナンシャルサービス
コンサルティング			すみしんウェルスパートナーズ
ネット銀行			住信SBIネット銀行
IT		中央三井インフォメーションテクノロジー 日本トラスティ情報システム※ <sup>1</sup>	住信情報サービス 日本トラスティ情報システム※ <sup>1</sup>
信用保証		中央三井信用保証	住信保証
事務請負		中央三井ビジネス 中央三井ローンビジネス	住信ビジネスサービス
研修・人事関連サービス		中央三井クリエイト	エイチアールワン 住信ビジネスパートナーズ
不動産管理		CMTBファシリティーズ	住信振興
有価証券投資・管理		CMTBエクイティインベストメンツ	
《海外》			
米 国		米国中央三井インベストメンツ	スミトモ・トラスト・アンド・バンキング・カンパニー（ユ-・エス・エ-） スミトモ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルク）エス・エ-
ルクセンブルク			
英 国		中央三井トラストインターナショナル	
シンガポール		中央三井インベストメンツシンガポール	
中 国		中央三井インベストメンツ香港	住友信託財務（香港）有限公司 中和住信諮詢（北京）有限公司 融通基金管理有限公司 南京市信託投資公司

（注1） 細字は持分法適用会社

（注2） 資本調達関連子会社等を除く。

※1 日本トラスティ・サービス信託銀行と日本トラスティ情報システムは、平成22年10月1日付で合併する予定です。

※2 ライフ住宅ローンは、平成22年9月30日付でファーストクレジットの一部の事業を承継し、住信不動産ローン&ファイナンスとなる予定です。

## 【両グループ合算の主要計数（平成22年3月末現在）】

（両社調査による推定値を含みます）

### <金融業界におけるステイタス>

□ 資産運用残高 <sup>※1</sup>	約 64兆円	（本邦銀行・証券グループ内 第1位）
□ 資産管理残高 <sup>※2</sup>	約 182兆円	（本邦銀行グループ内 第1位）
□ 総資金量 <sup>※3</sup>	約 58兆円	（本邦銀行グループ内 第4位）
□ 投信・年金保険等販売残高 <sup>※4</sup>	約 4兆円	（本邦銀行内 第3位）

※1 中央三井アセット信託銀行、中央三井アセットマネジメント、住友信託銀行、住信アセットマネジメント、日興アセットマネジメントの資産運用残高合算

※2 日本トラスティ・サービス信託銀行の信託財産残高

※3 中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の3社単体合算

※4 個人のお客様向けの販売残高（中央三井信託銀行、住友信託銀行の2社単体合算）

### <信託銀行業界におけるステイタス>

□ 企業年金受託残高 <sup>※5</sup>	約 13兆円	（第1位）
□ 年金総幹事件数 <sup>※6</sup>	1,900件	（第1位）
□ 投資信託受託残高 <sup>※7</sup>	約 35兆円	（第1位）
□ 不動産関連収益 <sup>※8</sup>	約 204億円	（第1位）
□ 不動産証券化受託残高 <sup>※9</sup>	約 10兆円	（第1位）
□ 証券代行業務 管理株主数 <sup>※10</sup>	約 2,235万人	（第2位）
□ 遺言関連業務 遺言信託件数 <sup>※11</sup>	19,454件	（第2位）
□ 金銭債権流動化受託残高 <sup>※12</sup>	約 12兆円	（第1位）
□ 貸出業務 総貸出残高 <sup>※13</sup>	約 21兆円	（第1位）
□ 個人ローン残高 <sup>※14</sup>	約 6兆円	（第1位）

※5～7 中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の2社単体合算

※8、9、11～14 中央三井信託銀行、住友信託銀行の2社単体合算

※10 中央三井信託銀行、東京証券代行、住友信託銀行の3社単体合算

### <専門性の高い人材><sup>※15</sup>

□ 証券アナリスト <sup>※16</sup>	767名
□ 運用スペシャリスト <sup>※17</sup>	274名
□ 年金アクチュアリー	56名
□ 不動産鑑定士	157名
□ 宅地建物取引主任者	5,388名
□ 1級FP技能士	543名
□ 財務コンサルタント <sup>※18</sup>	179名

※15 中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の3社単体合算

※16 日本証券アナリスト協会認定の資格保有者

※17 ファンドマネージャー、ポートフォリオマネージャー、ストラテジスト、アナリスト

※18 個人のお客様向けの財産の運用・管理に関するコンサルティングサービスの専門スタッフ

## 将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件の完了に必要なとされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- 本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- 事業戦略を実行する上での課題
- 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の完了に関するその他のリスク

## その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）は、住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）との経営統合計画に関連して、フォームF-4による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルする可能性があります。フォームF-4をファイルすることとなった場合、フォームF-4には目論見書及びその他の文書が含まれることとなります。フォームF-4が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、フォームF-4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。フォームF-4がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF-4及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSECにファイルされた又はされるフォームF-4、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF-4がファイルされた場合、本経営統合計画に関連してSECへファイルされるフォームF-4、目論見書及び他の全ての文書は、ファイル後にSECのウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされる目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス（Fax 番号 +81-3-5232-8716）または住友信託銀行（Fax 番号 +81-3-3286-4654）に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。